

令和6年度 受講案内

不動産コンサルティングマスター専門教育は、不動産における高度な知識・技能と業務執行能力を養成することを目的としています。また、本講習会を受講することにより、公認 不動産コンサルティングマスター認定証の更新要件を満たすものと認められます。

概要

科目

『不動産相続対策』

設定事例に基づいて、不動産コンサルティングの主要テーマの一つである相続対策のポイント・留意点を考えます。

講習日

令和7年1月21日(火) 午前10時～午後5時 (予定)

会場

埼玉県宅建会館3階 研修ホール (埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15)

受講料

21,000円 (当日配布レジュメ代含む)

締切日

令和7年1月14日(火)

申込多数の場合は早期に締め切らせていただくことがあります。

主催：埼玉県不動産コンサルティング協議会

。本講習会を受講することにより更新要件を満たしますが、認定証の更新を希望する方は、認定証の有効期間内に（公財）不動産流通推進センターHPから所定の更新手続きが必要です。

申込方法

申込手順① まずは専門教育講習会ページへアクセス

申込手順② 申込方法を下記より選択して下さい

Web申込

受講料振込後、
申込フォームに情報を入力

FAX申込

FAX専用申込用紙をWeb案内ページよりダウンロードしていただき、受講料振込後FAXにて申込

申込手順③ 受付完了後3営業日以内に受講票を発送



詳細はWeb案内ページをご確認ください

埼玉宅建



新着情報 / 協会からのお知らせ欄

<https://www.takuken.or.jp/form/consulting/>



資格保有者
以外の方でも
受講
いただけます。

受講日	令和7年1月21日(火) 10:00 開講	◎受講料(振込金額) 21,000円 (レジユメ代含む) ※申込完了後のキャンセルおよび返金はお受けしていません。
科目	『不動産相続対策』	

カリキュラムにつきましては、Web案内ページにてご確認ください。

お申込み
コチラから



または

埼玉宅建



新着情報 / 協会からのお知らせ欄

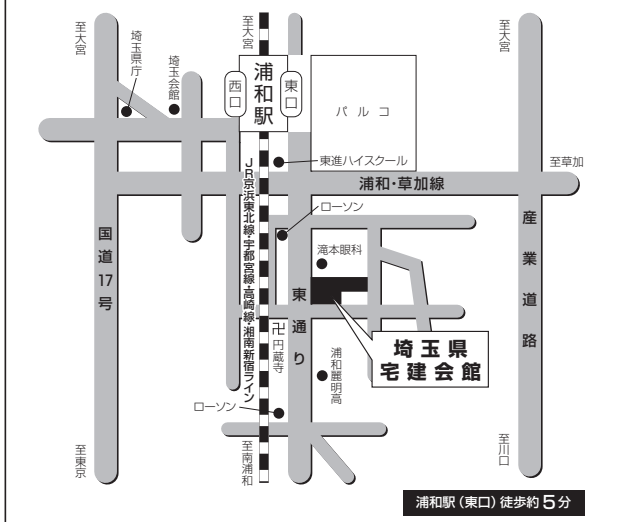
<https://www.takuken.or.jp/form/consulting/>

お申込に関する注意事項

必ずご確認ください。

- ※1 申込多数の場合は早期に締め切らせていただくことがあります。
- ※2 受講予定時間は全日10:00~17:00となります。尚、申込と入金が確認された方に**受講票を送付**しますので、申込後、一週間を経過しても受講票が到着しない場合は、必ずお電話にてお問い合わせ下さい。 TEL 048-811-1868
- ※3 お申込は、表面記載のWeb申込またはFAX申込でのみ受付しております。電話での予約・申込はできません。
- ※4 駐車場の用意はございません。公共交通機関(電車・バスなど)をご利用ください。
- ※5 講義中は電子機器等を利用して録音・録画することはできません。
- ※6 コース内容によっては、計算機を使用する場合がございます。当日は、計算機(スマホアプリ可)を念のため、ご持参下さい。
- ※7 申込者都合による申込完了後のキャンセルおよび返金はお受けしていません。
- ※8 開催日時に集合研修の実施が不可能な場合については、(公財)不動産流通推進センターと協議の上、中止または延期になる場合があります。

❖ 埼玉県宅建会館案内図



❖ 専門教育講習会のお問合せ先

埼玉県不動産コンサルティング協議会 事務局

〒330-0055 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15 埼玉県宅建会館内

TEL.048-811-1868 FAX.048-811-1821

コンサルティングマスターの更新手続きの詳細については

不動産コンサルティング
中央協議会

TEL 03-5843-2079 (直通)

<http://www.fu-consul.jp/>まで



【個人情報の取扱いについて】

1. 当協議会が受講者より提供を受けた個人情報は、お申込みになった講習の管理および当協議会が属する団体との照会業務等を目的に使用します。
2. お預かりした個人情報は、前項の目的以外には使用しません。また、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。ただし、法令により開示する場合があります。

不動産コンサルティング・専門教育 【不動産相続対策コース】カリキュラム

	時間帯	科目	内容
時間割	10:00~10:10 (10分)	開講の挨拶	協議会より挨拶
1時限	10:10~11:00 (50分)	第1章 社会背景から見る不動産 相続の現状と今後	人口減少・超高齢社会の到来と個人の富が高齢者に集中している日本の社会における相続市場の大変革を知り、今後の財政と税制の行方を考える。
	11:00~11:10	休憩 (10分)	
2時限	11:10~12:00 (50分)	第2章 民法と税法の相違点から 不動産相続を考える	民法と相続税法にはかなりの相違点があるため、それぞれの法律の背景を知ること、相続における考え方を理解し、上手な争族対策につなげる仕組みを知る。
	12:00~13:00	昼食 (60分)	
3時限	13:00~13:50 (50分)	第3章 不動産相続における遺言 の考え方と遺産分割の注 意点 第4章 不動産相続における債務 の対応法	遺言書の必要性や不動産相続において、遺産分割が大きな影響を与える理由を知るとともに、債務相続は今後の相続対策の大きな一分野となることを理解する。
	13:50~14:00	休憩 (10分)	
4時限	14:00~14:50 (50分)	第5章 不動産相続対策としての 法人化戦略	日本の税制は、不動産に関しては個人所有より法人所有が圧倒的に有利な仕組みになっていることを理解して、相続対策の一つとしてその手法を考える。
	14:50~15:00	休憩 (10分)	
5時限	15:00~15:50 (50分)	第6章 贈与の視点から考える 不動産相続	贈与が相続に与える影響と贈与戦略を上手に活用する手法を理解するとともに、民法における特別受益を前提に捉えた贈与の必要性を考える。
	15:50~16:00	休憩 (10分)	
6時限	16:00~16:50 (50分)	第7章 不動産相続の税務戦略 第8章 不動産相続コンサルティング の役割 0 -	不動産の相続税対策となる、評価・減少・資金の3つの具体的提案とともに、不動産相続コンサルティング事業のあるべき姿を理解する。